

令和元年度(平成31年度)以降適用 市県民税 配偶者(特別)控除額一覧表

				居住者の所得 (給与収入のみの場合)			
				900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,120万円超 1,170万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,170万円超 1,220万円以下)	1,000万円超 (1,220万円超)
被扶養者の所得 (給与収入のみの場合)	38万円以下 (103万円以下)	被扶養者が 70歳以上	配偶者控除	38万円	26万円	13万円	適用不可
		被扶養者が 70歳未満	33万円	22万円	11万円		
	38万円超90万円以下 (105万円超155万円以下)		配偶者特別控除	33万円	22万円	11万円	
	90万円超95万円以下 (155万円超160万円以下)			31万円	21万円	11万円	
	95万円超100万円以下 (160万円超167万円以下)			26万円	18万円	9万円	
	100万円超105万円以下 (167万円超175万円以下)			21万円	14万円	7万円	
	105万円超110万円以下 (175万円超183万円以下)			16万円	11万円	6万円	
	110万円超115万円以下 (183万円超190万円以下)			11万円	8万円	4万円	
	115万円超120万円以下 (190万円超197万円以下)			6万円	4万円	2万円	
	120万円超123万円以下 (197万円超201万円以下)			3万円	2万円	1万円	
	123万円超 (201万円超)			適用不可			

配偶者が70歳以上（1月1日以前に生まれたかた）の場合、配偶者控除が増額されます。